

## 樋口直喜 一般質問

2015.09.10：平成27年第4回定例会（第10日・9月10日）

○樋口直喜 議長より発言のお許しをいただきましたので、通告しております観光振興について一般質問をさせていただきます。

観光振興につきまして、国では二〇〇三年の観光立国宣言を皮切りに強く推進されてきており、直近では、海沼議員も触れておりましたが、観光立国推進閣僚会議がことしの六月に示した観光立国実現に向けたアクションプログラム二〇一五において、観光を日本経済を牽引する基幹産業に飛躍させ、二千万人が訪れる年に、外国人観光客による旅行消費額四兆円を目指すとし、海外からの観光客及び観光消費を拡大させることを示されております。

また、同アクションプログラムでは「国内観光の振興も極めて重要である。」とし、「外国から訪れる観光客のみならず、日本人自身も、より一層旅行に出かけ、全国各地を人々が往来し、各地で旅行者と住民との交流が生まれる仕掛けをつくることが期待されている。魅力ある観光地域づくりを進めて、点から線、線から面へとネットワーク化して内外から観光客を呼び込み、観光の力で、『地方創生』に魂を吹き込むことが、今、強く求められている。」としております。

川越市におきましても、観光振興は総合計画にも示され、かねてから力を入れてきているとともに、このたび上程されました川越市みんなで支える観光基金条例を定めることについても観光振興を図るものとされており、今後もより一層観光振興に取り組んでいくことの必要性は既に共通認識であると考えます。

また、直近の市民満足度調査の結果を確認しますと、新たな観光事業の推進に対して、「重要である」、「やや重要である」と答えた市民は五八・六%と、平成二十年度よりも一三・四%増と大きく伸びを示している一方で、「満足である」、「やや満足である」と答えた市民については一・五%増の一九・六%にとどまっており、市民からもより一層の取り組みが期待されていることが伺えます。

そこで、川越市の観光振興について、先ほど小高議

員も課題を述べられておりましたが、現状確認のために五点、お伺いいたします。

一回目の一点目として、川越市の観光客の特徴はどのようになっているか、また、外国人観光客の特徴はどうか、お伺いいたします。

二点目として、現在の総合計画における観光施策の指標について、目標値及び現況値はどのようになっているか、お伺いいたします。

三点目として、宿泊する観光客はどの程度いるのか、また、観光客一人当たりの平均消費額は日帰り客と宿泊客ではどの程度違うのか、お伺いいたします。

四点目として、観光客の消費額を成果指標としてどう捉えているか、お伺いいたします。

五点目として、滞在時間の延伸は消費額の拡大につながるとは思いますが、これまで宿泊型観光の拡大や消費額の拡大のためにどのような取り組みを行ってきたか、また、今後どのような取り組みを予定しているか、お伺いいたしまして、一回目の質問といたします。

（産業観光部長登壇）

○産業観光部長 御答弁申し上げます。

まず、観光客の特徴につきましては、市で毎年実施しております観光アンケート調査の昨年度の結果では、出発地として八割以上が関東地方の各都県からとなっております。また、観光時間は半日以上の方が五五・六%となっており、全体で九〇%以上の方が日帰り観光となっております。

外国人観光客につきましては、国別の出発地では、台湾が約四割、台湾を含めた東アジアで約七割を占め、そのほかアメリカ合衆国、オーストラリアなどとなっております。また、外国人観光客の観光時間は半日以上の方が五八・七%、全体で九〇%以上の方が日帰り観光となっております。

外国人観光客の特徴といたしましては、二十代、三十代が約七割となっております、その多くは友人、

知人と川越を訪れております。

次に、現在の総合計画におきます観光施策の指標の目標値及び現況値でございます。

まず、指標としての年間の観光客数がございます。目標値は平成二十七年までに七百万人、現況値は平成二十六年で六百五十七万九千人となっております。なお、そのうち外国人観光客は七万七千人となっております。

次に、観光時間半日以上観光客割合がでございます。目標値は平成二十七年までに七〇%、現況値は平成二十六年で五五・六%となっております。

次に、宿泊する観光客一人当たりの平均消費額でございます。

観光アンケート調査の結果によりますと、川越市内での宿泊を伴う観光客の割合は二・八%となっております。

また、観光客一人当たりの平均消費額につきましては、日帰り観光客は平均消費額三千九百五十五円、宿泊観光客の平均消費額は一万六千三百四十六円となっております。

次に、消費額の成果指標についてでございます。

観光客の消費額につきましては、観光客数の増加、観光時間の半日以上観光客割合の増加に伴いまして結果的に増加するものと考えておりますが、現在のところ消費額につきましては成果指標とはしておりません。

次に、宿泊型観光の拡大や消費額の拡大のための取り組みについてでございます。

市と関係機関が協力して行ったライトアップ事業や蔵まちバル、また、公益社団法人川越市シルバー人材センター主催によります伝説妖怪ナイトツアーなどによりまして、川越での食事や宿泊につながるよう、夜まで川越を楽しんでいただく夜の観光を実施しております。

今後は、ウェスタ川越を活用したコンベンションの誘致などによりまして、宿泊型観光の拡大を図りたいと考えております。

また、ゲストハウスなどの民泊施設の増加によりまして、宿泊型観光の拡大が期待されております。

以上でございます。

(樋口直喜登壇)

○樋口直喜 それぞれ御答弁いただきました。

観光客の特徴としては、日本人観光客・外国人観光客問わず、日帰り観光の方が九〇%以上とのことでした。また、宿泊観光客の割合は二・八%にとどまっているとのことでした。

現在の総合計画における観光施策の指標には、観光客数と観光時間半日以上観光客割合が用いられており、平成二十七年までに七百万人、七〇%以上という目標値に対して、現況値は六百五十七万九千人、五五・六%とのことでした。目標値との差は四十二万一千人、一四・四%となっており、このままでは達成は少し厳しいものと推測されます。

また、これは事前に確認させていただいた数値ではございますが、十年前の平成十六年から平成二十一年の五年間と平成二十一年から平成二十六年までの五年間の観光客数の伸び率を見ますと、平成十六年から平成二十一年は四百六十一万三千人から六百二十七万五千人と、三六・〇三%の伸びを示しているのに対し、直近五年の平成二十一年から平成二十六年では、六百二十七万五千人から六百五十七万九千人と、四・八四%にとどまっており、明らかに伸び率が鈍化していることがうかがえます。

これは、決して過去に比べて観光振興に力が入っていないということではなく、むしろ年々魅力を増しているとは思われますが、他の自治体でも観光に重点を置くところがふえている中、観光客の数においてはある一定の成熟期を迎えたと捉えることができると思います。

また、現在の人口減少社会において、今後も観光客数を右肩上がりにふやしていくことは、オリンピック・パラリンピックといった期待できる要素はあるものの、決して楽観視はできないものと思われます。

この点を踏まえ、今後、より一層の観光振興を考えますと、観光客数は引き続き重要な指標ではありますが、観光客数とは違った面による成果も伸ばしていく必要があると考えます。

総合計画では、もう一つの成果指標として、さきの御答弁のとおり観光時間半日以上観光客の割合が示されております。

そこで、滞在時間の延伸は何につながるのかと考えますと、やはり経済効果ではないかと思われます。少しでも長い時間観光していただくことは、何かを購入していただく機会の拡大とも捉えることができます。一人一人の観光客により多くのお金を使っただけならば、観光客数の伸びが鈍化したとしても、観光における経済効果は維持向上させることも可能です。

そこで、日帰り観光客と宿泊する観光客の平均消費額についてもお答えいただきました。およそ四千元対一万六千元と一万二千元ほどの差が出るようです。これは、当然、宿泊費用の差が大きいと考えられますが、滞在時間の延伸に伴って、晩御飯を食べるなど消費の機会もふえているものと思われます。四千元対一万六千元。一人の宿泊観光客を呼び込むことは、四人の日

帰り観光客を呼び込むことと同等の消費を生み出すことにつながると言えます。

宿泊客増加のためには、宿泊施設の充実はもちろん、お食事処や大型バスの駐車場、休憩所などといったハード面の充実も必要だとは思いますが、まず行政が目標として宿泊客をふやすという意味を示さない限り、民間企業のマーケティング担当からは、川越は日帰り観光のまちであり、宿泊する客は今後もふえないと推測されてしまい、宿泊観光向けのマーケットを発展させることは困難です。

また、消費額について、現在は成果指標としておらず、観光客数の増加、滞在時間の延伸によって、結果的に増加するものという位置づけであることをお答えいただきました。滞在時間の延伸、ひいては消費額の増加のために、現在でも御答弁いただいたようにさまざまな取り組みが行われているようではございますが、成果指標の目標値達成のために取り組みが計画されていると考えますと、成果指標として直接的に消費額が意識されないと、なかなか結果を出すことは難しいと考えます。

また、過去の議事録を振り返りますと、数年前に他の議員が観光振興における成果指標に対する質問の中で、税金の変遷による評価はできないのかという趣旨の質問をしておりました。そのときの御答弁としては、現在は税金による評価はできないが、関係課と連携して調査研究し、税金による評価の可能性について検討していきたいといった趣旨のものでございました。

観光振興が寄与した税金の変遷を成果指標として捉えることができれば、経済効果に対し、より直接的な評価ができると思われませんが、税金については、観光がもたらす税金とそれ以外の区別ができず、厳密な算出が厳しいものと推測いたします。

しかし、観光消費額については、先ほど御答弁いただいたように、アンケートの結果でも示される数値でございます。

そこで、二回目の一点目として、消費額を観光施策の成果指標とできないか、お伺いいたします。

二点目として、現在、次期川越市観光振興計画策定のための審議会が進められていると認識しておりますが、PDCAの観点から、現在の川越市観光振興計画における宿泊観光の推進の評価はどのようになっているのか、また、次期川越市観光振興計画において、宿泊観光の推進をどのように捉えているか、お伺いいたします。

次に、ここまで観光振興における成果指標について、消費額及び滞在時間についてを中心に伺ってまいりましたが、具体的な観光振興策について伺っていき

たいと思います。

先日、文化教育常任委員会の視察で小浜市、岐阜市、奈良市に伺ってまいりました。視察の直接の目的ではありませんでしたが、この後、小浜市と岐阜市はそれぞれことし日本遺産に認定された自治体でございます。

日本遺産については、自治体のブランディングの観点や、観光振興の観点から、個人的にも注目していた制度であり、偶然ではありましたが、認定された自治体に二つも伺うことができ、視察のテーマと合わせてとても有意義な視察となりました。

なお、小浜市では若狭町と一体となって「海と都をつなぐ若狭の往来文化遺産群～御食国若狭と鯖街道～」というストーリーが、岐阜市では、「『信長公のおもてなし』が息づく戦国城下町・岐阜」というストーリーが日本遺産に認定されております。

このうち特に小浜市では、この認定されたストーリーを説明するパンフレットを作成し、市内各地でもポスターやサイン、のぼりといった広報物を掲出してPRしているとともに、日本遺産に関連したイベントの実施や、委員会視察で伺ったテーマである校区内型地場産学校給食の取り組みなども相まって、市を上げて食文化の根づく町としてのイメージを統合的に醸成しようとしている姿勢が見えるよい参考例であると感じました。

日本遺産は、昨年末に国が示したまち・ひと・しごと創生総合戦略や、さきに述べた観光立国実現に向けたアクションプログラム二〇一五においても、観光産業資源としての魅力の向上や、地域の複数の文化財を一体的に活用する取り組みとして示されており、今後、地方版まち・ひと・しごと創生総合戦略に本格的に取り組み本市において、国が推進する日本遺産に認定されることは国の後押しにもつながり、川越市の持つブランド力をさらに高めるとともに、国内外の旅行者へのPRとしてとても有効であり、今後の観光振興にも大きな影響力を発揮できるものと考えております。

そこで、二回目の三点目として、日本遺産の概要について、どのように認識しているか、また、申請区分である地域型とシリアル型の違いについて、それぞれメリット、デメリットをどう捉えているか、お伺いいたします。

四点目として、日本遺産への申請にはどのような要件が必要であり、全国において要件を満たす自治体はどのくらいあるのか、また、県内で該当する自治体はどこが挙げられるか、お伺いいたします。

五点目として、本年度初の日本遺産として十八件が認定されましたが、申請数はどのくらいあったのか、また、認定されなかった場合、その理由は何か、お伺

いたします。

六点目として、川越市は日本遺産の申請をしておりますが、その理由は何か、お伺いいたします。

七点目として、日本遺産の申請をするに当たっては、どのような庁内体制をとる必要があると考えるか、お伺いいたします。

八点目として、今後の観光振興に大きな影響を与えるものとして、川越氷川祭の山車行事が、現在、和食や和紙も登録されているユネスコ無形文化遺産に「山・鉾・屋台行事」の一つとして提案中であると認識しておりますが、ユネスコ無形文化遺産登録の進捗状況はどうなっているのか、お伺いいたします。

また、九点目として、ユネスコ無形文化遺産と日本遺産の違いをどう捉えているか、お伺いいたします。

以上、九点をお伺いいたしまして、二回目の質問といたします。

#### (産業観光部長登壇)

○産業観光部長 御答弁申し上げます。

消費額を観光施策の成果指標とすることにつきましては、次期川越市観光振興計画におきまして、地域の経済効果の成果指標の一つとして検討してまいりたいと考えております。

次に、宿泊観光の推進でございます。

現在の川越市観光振興計画におけます宿泊観光の推進に係る施策につきましては、宿泊施設の整備や外国人観光客との交流が生まれる場の提供などがございます。ただ、位置づけには至っておりません。次期川越市観光振興計画におきましては、宿泊観光の推進につきまして、滞在時間の延伸に係る施策の一つとして検討しております。

以上でございます。

#### (教育総務部長登壇)

○教育総務部長 御答弁申し上げます。

まず初めに、日本遺産の概要などについてでございます。

日本遺産は、文化財や伝統文化を通じた地域の活性化を目指して、文化庁が平成二十七年から始めた制度でございます。その背景には、二〇二〇年の東京オリンピック・パラリンピックで来日する外国人旅行者を地域に呼び込もうとする観光的な戦略がございます。

具体的には、地域の歴史、伝承、風習に基づいて作成したストーリーのもと、個々の文化財などを結びつけて日本遺産として認定し、人材の育成、環境整備、

情報発信などを支援していこうとするものでございます。

日本遺産のストーリーは、地域型とシリアル型とがございます。地域型は単一の市町村内でストーリーが完結するもので、意見の集約が比較的容易で、迅速に対応できるなどのメリットがありますが、新しい発想が生まれにくい点がございます。シリアル型は、複数の市町村にまたがってストーリーが展開するもので、自由な発想に基づいた事業が生まれる可能性がありますが、反面、複数の市町村との協議が必要でございますので、温度差や方向性の違いなどから合意形成に時間がかかることが予想されます。

次に、日本遺産申請の要件、その要件を満たす自治体などの状況についてです。

この制度に申請できるのは、地域型では、原則として歴史文化基本構想、または歴史的風致維持向上計画策定済み、もしくは世界文化遺産一覧表に記載、または記載候補の要件を有する市町村に限られております。シリアル型は、これらの要件が必須ではありませんが、有することが望ましいとされております。

また、ストーリーの構成要素はあらゆる文化財が対象となりますが、その中に国指定・選定の文化財が含まれていることが条件となります。全国で要件を満たしておりますのは、二百九十六市町村でございます。県内では、歴史的風致維持向上計画を策定済みである本市と、世界文化遺産一覧表の記載候補である行田市の二市が該当いたしております。

次に、今年度の認定状況などについてでございます。

平成二十七年度の申請は八十三件ございました。シリアル型は複数の自治体がかかわりますので、総数では二百三十八市町村が申請いたしました。そのうち歴史文化基本構想、または歴史的風致維持向上計画策定済み、もしくは世界文化遺産一覧表に記載、記載候補の要件を有するのは百三十七市町村でございました。

なお、認定されない理由は公表されておりませんが、明らかではございませんが、地域の魅力を最大限に表現するにはまだ研究不足であるとか、ストーリーが練られていないなどの理由が想定されるところでございます。

次に、川越市が申請しなかった理由についてでございます。

川越市は川越市歴史的風致維持向上計画の認定を受け、拠点施設の整備、町並みの整備、歴史的活動の継続などについて重点的な支援を受けております。また、日本遺産の支援事業は当向上計画の支援と重複する内容もございます。そのため、日本遺産による具体的な支援内容や認定されたことによる効果を確認した上で申請の判断を今後行うことといたしました。

次に、申請に当たっての庁内体制についてでございます。

日本遺産の管轄は文化庁でございますので、文化財保護課が窓口となります。ストーリー作成に当たっては、関係各課と調整の上、連携してまいりたいと考えております。

次に、ユネスコ無形文化遺産登録の進捗状況についてでございます。

現在、国指定重要無形民俗文化財である川越氷川祭の山車行事は全国各地の「山・鉾・屋台行事」とともにユネスコ無形文化遺産登録に向けて提案いたしております。これは、平成二十一年に京都祇園祭りの山鉾行事及び日立風流物が登録された後、これらを含む国指定重要無形民俗文化財である「山・鉾・屋台行事」三十三件を一まとまりとして、国がユネスコに提案したものでございます。その審議につきましては、平成二十八年十一月ごろに開催予定のユネスコ政府間委員会に委ねられており、現在は吉報を待っている状況でございます。

最後になりますが、ユネスコ無形文化遺産と日本遺産の違いについてでございます。

ユネスコ無形文化遺産は、人類の無形文化遺産の代表的なものを登録するものでございますので、川越氷川祭の山車行事が登録されることによって、行事の文化財的価値がさらに上がると考えております。日本遺産は、新しいストーリーの構築により新たな川越の魅力を発見し、地域の活性化に寄与するものであり、ユネスコ無形文化遺産と日本遺産は初期の趣旨が異なると考えております。

以上でございます。

(樋口直喜登壇)

○樋口直喜 それぞれ御答弁いただきました。

消費額については、次期川越市観光振興計画において、観光施策の成果指標として御検討いただけることでした。行政の立場上、観光で稼ぐといった方針は打ち出しづらいところもあるとは思いますが、さきに述べた観光立国実現に向けたアクションプログラム二〇一五でも明確に稼ぐことを意識するとうたわれておりますし、市民の求める観光振興も、やはり経済効果があつてこそだと思えます。ぜひ、前向きに御検討いただきたいと思います。

また、現在の川越市観光振興計画における宿泊観光の推進について、P D C Aの観点からお伺いいたしました。現在の計画ではどれも実施に至っておらず、次期計画では滞在時間の延伸に係る施策の一つとして検討していくとの御答弁でございました。御答弁のと

おり、宿泊観光は滞在時間を延伸した結果と捉えることもでき、現在の半日以上観光客の割合を考えますと、すぐに宿泊観光をふやすことは難しいということとは理解いたしますが、宿泊観光を生み出すことも見据えて滞在時間の延伸に係る取り組みを計画していたきたいと思います。

日本遺産の認識についても御答弁いただきました。

文化庁では、日本遺産は地域の歴史的魅力や特色を通じて我が国の文化・伝統を語るストーリーを日本遺産として文化庁が認定するものと説明し、その目的をストーリーを語る上でかかせない魅力あふれる有形や無形のさまざまな文化財群を地域が主体となって総合的に整備活用し、国内だけではなく海外へも戦略的に発信していくことにより地域の活性化を図ることとしております。

地域型は単一の市町村の中に点在する文化財をもとに一つのストーリーを作成するものであり、シリアル型は県内外問わず、複数の市町村が連携してストーリーを作成するものとのことです。いずれの場合におきましても、これまで点と点であった文化財を一つにつなげてストーリーにするものでございますので、観光振興の面から考えますと、新たな観光客を呼び込むことはもとより、観光客の回遊性の向上につながり、観光の滞在時間延伸に期待ができ、滞在時間の延伸が図れば経済効果にも期待ができるものと考えられます。

また、日本遺産に申請できる要件を十分に満たしているのは全国で二百九十六市町村。地域型に限定すると、埼玉県内では川越市と行田市二市のみのものでございます。申請数につきましては、初年度で八十三件とのことです。本年度認定されたストーリーは十八件ですので、四・六倍といった競争率のようでございます。

川越市が日本遺産に申請しなかった理由としては、川越市は既に歴史的風致維持向上計画の認定を受けており、その支援内容と重複する内容もあるため、具体的な支援内容や認定された効果を確認した上で申請を判断すると考えたためと御答弁をいただきました。

この点について調べたところ、さきに御答弁いただいたように、歴史的風致維持向上計画が策定済みであることが日本遺産申請の条件の一つであるため、当然と言えば当然ではございますが、今回認定された十八件の日本遺産のうち、歴史的風致維持向上計画策定済みの市町村における地域型の認定数及び策定済み市町村を含むシリアル型認定数を合わせますと、半数以上である十一件ございました。歴史的風致維持向上計画策定済みの市町村がこれほど認定されていること

を踏まえ、日本遺産申請に動いた市町村は、申請の時点で歴史的風致維持向上計画との違いをしっかりと認識し、その効果を期待して積極的に取り組んだものと推測されます。

なお、政府及び文化庁では、日本遺産は日本各地にバランスよく配置し、二〇二〇年までに百件程度の認定をすることを方針として示しております。その方針から考えますと、現在は十八件ですが、今後、毎年二十件程度各都道府県に二件程度が認定され、二〇二〇年までに全てが出そろふものと考えられます。

効果を確認した上で、日本遺産の判断をするとのことでしたが、日本遺産が始まった背景には、御答弁のとおり二〇二〇年オリンピック・パラリンピックがあるようですので、日本遺産の真の効果が発揮されるのは二〇二〇年以降であり、その効果を見てから判断するとなると少し手おくれではないかという思いもございませぬ。

日本遺産への申請は、一度認定されなくても、ストーリーを練り直せば何度でも申請できる制度のようでありまして、一度でも早い時期に申請をしたほうがより有利になることも考えられますので、埼玉県を代表する観光都市として、また、埼玉県で唯一の歴史的風致維持向上計画認定都市として日本遺産の申請にも積極的に取り組んでいきたいと考えております。ちなみに、埼玉県で認定されたストーリーは今回はありませんでしたので、認定の可能性は今はまだ十分にあると思われませぬ。

また、ユネスコ無形文化遺産登録の進捗状況も伺いました。現在、提案中であり、来年の十一月ごろに開催予定のユネスコ政府間委員会の審議に委ねられているとのことでした。私も物心ついたころから川越氷川祭の山車行事には脇田町の山車で参加させていただいておりますので、登録には期待をしているところでございませぬ。

ユネスコ無形文化遺産と日本遺産の違いについても御答弁いただきました。その内容の違いについてはしっかりと御認識いただけているようでございませぬ。

また、内容の違いはもとより、観光振興の面で考えますと、ユネスコ無形文化遺産登録を目指している川越氷川祭の山車行事は御存じのとおり十月の行事でございませぬので、年間を通した誘客をすることは難しいと思われませぬですが、日本遺産は、つくるストーリーによっては年間を通じて誘客することが可能だと思われませぬ。

ユネスコ無形文化遺産登録が実現すれば喜ばしいニュースとなりますが、一方で現状でも安全面に不安を感じるほど観光客が集まる川越氷川祭にこれまで以上に観光客が集中して押し寄せる事態も容易に想

像ができます。そこで、年間を通して川越の魅力を発信できる日本遺産にもあわせて認定されることで、集中してしまう観光客を分散させることにも期待ができます。

これらを踏まえ、三回目に五点、質問いたします。

一点目として、県内では日本遺産の申請についてどのような動きがあるか、お伺いいたします。

二点目として、日本遺産申請のストーリーには、国指定選定文化財を含める必要があるとのことでしたので、国指定選定文化財の数の分だけ検討できるストーリーにも幅があるものと考えられます。そこで、市内の国指定選定文化財にはどのようなものがあるか、お伺いいたします。

三点目として、シリアル型は他の自治体との協議が必要なため地域型に比べてハードルが高いと思われませぬですが、宿泊観光を見据えますと、その可能性も排除せず御検討いただきたいと思われませぬ。そこで、シリアル型の場合、他の自治体と連携して申請を行いますが、連携できる範囲としてはどのような自治体が考えられるか、お伺いいたします。

四点目として、日本遺産の効果及び意義をどのように捉えるか。こちらは、文化財保護活用の視点、観光の視点、それぞれお伺いいたします。

最後の五点目として、これまで述べてきた点から日本遺産の認定は川越市においても有効であると考えませぬ。しかし、申請に当たっては、川越市が日本全国、また、世界へ向けて胸を張れる最適なストーリーを川越が抱える多くの文化財及び観光資源の中からさまざまな視点を踏まえて整理することが必要であり、単独の課で進めることは難しく、市長のリーダーシップのもとプロジェクト化していただく必要があると考えませぬ。そこで、今後、川越市として日本遺産の申請についてどう考えているかを市長にお伺いいたしまして三回目といたします。

(教育総務部長登壇)

○教育総務部長 御答弁申し上げます。

まず、県内の状況についてでございます。

行田市は、国指定史跡である埼玉古墳群を核とした東国歴史フィールドミュージアムという地域型のストーリーを文化庁に申請いたしましたが、残念ながら認定には至っておりませぬ。現在は、観光的な側面や経済的な効果を考慮した上で、行田市企画施策課が中心課となってストーリーの練り直しを進めているところでございませぬ。

次に、市内の国指定・選定文化財についてござい

ます。

国指定文化財では、建造物といたしまして、まず喜多院客殿、書院、庫裏、慈眼堂、鐘楼門、山門の六棟。東照宮では、本殿、唐門、瑞垣、拝殿及び幣殿、鳥居、隨身門の六棟。そして、小仙波町の日枝神社本殿及び大沢家住宅がございませぬ。絵画として、東照宮所蔵の三十六歌仙額、喜多院所蔵の紙本着色職人尽絵がございませぬ。工芸品として養寿院所蔵の銅鐘、喜多院所蔵の銅鐘と糸巻太刀、個人蔵の太刀がございませぬ。典籍として喜多院所蔵の宋版一切経がございませぬ。また、国指定史跡の河越館跡、国指定重要無形民俗文化財として川越氷川祭の山車行事がございませぬ。また、国選定文化財として川越市川越伝統的建造物群保存地区がございませぬ。総計十四件の国指定・選定文化財がございませぬ。

次に、シリアル型で連携できる自治体などについてございませぬ。

川越市はさまざまなテーマで他の自治体とかかわりを持ってございませぬ。日本遺産にふさわしいと思われる具体的な連携につきましては、例えば、小江戸のつながりで栃木市と香取市、北条氏のつながりでは、主な自治体として東松山市、さいたま市、行田市、嵐山町、小田原市、相模原市、八王子市、沼田市、佐倉市など。太田道灌のつながりでは、さいたま市、越生町、伊勢原市、東京都千代田区など。サツマイモのつながりで、所沢市、三芳町及び茨城県、鹿児島県の市町村、舟運のつながりでは新河岸川流域の市区及び栃木市、香取市など。唐棧のつながりで、入間市及び館山市。河越茶のつながりでは入間市、狭山市などが考えられるところございませぬ。

最後になりますが、日本遺産の効果や意義についてございませぬ。

文化財保護の観点からは、川越の新たな魅力を発見し、市民を初め国内外にアピールできると考えてございませぬ。そして、文化財を生かした地域づくりや、コーディネーターやボランティアなどの人材育成にも効果が期待できると考えてございませぬ。

以上ございませぬ。

#### (産業観光部長登壇)

○産業観光部長 御答弁申し上げます。

観光の観点からの日本遺産の効果及び意義でございませぬが、日本遺産に認定されることは、川越の魅力を海外も含め、広く発信することができ、観光客の誘客、滞在時間の延伸、宿泊型観光の推進など、今後の観光振興に寄与するものと考えませぬ。

以上ございませぬ。

#### (川合善明市長登壇)

○川合善明市長 御答弁申し上げます。

日本遺産の申請につきましては、ストーリー作成が必須となります。

シリアル型におきましては、日本遺産の認定を受けるに足るストーリーの作成及び関係する各自治体との交渉・連携及び必要経費の積算など、その効果について総合的に検討する必要がございませぬ。また、地域型におきましては、川越市が有する文化財や歴史、伝統などを包括的に捉えて、魅力的なストーリーをつくり上げていく必要がございませぬ。

このように、それぞれ課題がございませぬが、日本遺産の申請に向けて、今後、十分検討してまいりたいと考えてございませぬ。

以上です。

※ 本資料は川越市議会の公式記録ではありません。

※ 川越市 HP から全ての議事録が閲覧可能です。

<http://www.city.kawagoe.saitama.jp/benrinaservice/gikaikaigiroku.html>